

1 都市計画マスタープランの目的と位置付け

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的

平成4年6月の都市計画法改正によって、市民に最も身近な自治体である市町村が、都市計画法第18条の2の規定に基づいて、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」を定めることとなりました。

和光市では、平成13年12月に和光市の都市計画に関する将来ビジョン及び地区別のあるべき市街地像を示すことを目的として、平成32年を目標年次とする「和光市都市計画マスタープラン」を策定しました。

本計画は、市民・事業者・行政が一体となって、地域に根ざしたまちづくりを進めていくための基本的な方針を定めるものであり、次の点を主な目的としています。

- 市民参加型のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、まちの主役である市民の主体的な取組を基本とし、地域により身近な立場から進めていくことが重要となります。

本計画では、懇談会などを通じた市民参加を得て、市民ニーズの反映を図るとともに、市民による自主的なまちづくりを育むひとつの契機となることを目指します。

- 総合的かつ体系的なまちづくり施策の展開

まちづくりには、市民、事業者、行政などの様々な主体や土地利用、都市施設など多岐にわたる計画・事業が関わってきます。それらの主体や施策を共通の方向に束ね、総合的かつ体系的に展開するため、「将来目指すべき望ましいまちの姿（将来都市像）」を明らかにします。

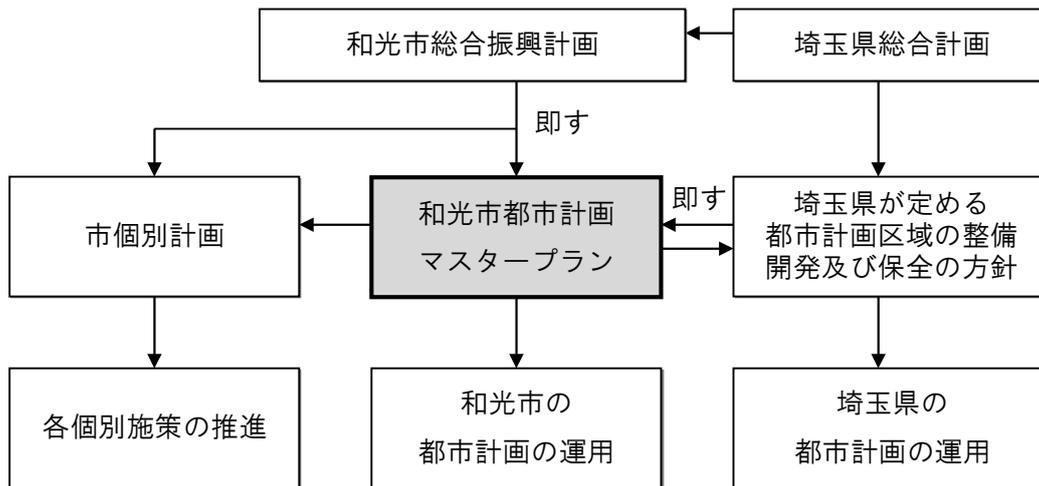
- 地域性を生かしたまちづくりの推進

まちへの愛着や誇りを育むためには、そのまちならではの特色を生かし、地域性豊かなまちづくりに取り組む必要があります。まちの各地区に蓄積された固有の歴史や自然などの状況を十分に踏まえ、地区ごとの特色を生かした方針として、まちのあるべき姿を明らかにします。

1-2 都市計画マスタープランの位置付け

和光市都市計画マスタープランは、埼玉県の総合計画との整合を図るとともに、埼玉県の策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、和光市の基本構想である「和光市総合振興計画」に即し、市が目指すべきまちづくりの基本的な方針を定めるものです。

このような位置付けの下、本計画が担う役割は以下のように整理されます。



1-3 都市計画マスタープランの計画期間

本計画は、長期的なまちづくりの取組を見据え、また、将来の社会動向の変化に際しての対応を考慮し、おおむね20年間を計画期間とし、平成32年を目標年次としています。

1-4 都市計画マスタープラン策定の流れ

都市計画マスタープラン策定の流れは、次頁図に示すとおりとなっています。

計画の策定に当たっては、市民意向調査の実施や地域別懇談会の開催を通じ、まちづくりに関して、地域住民と意見交換を行いながら、計画を策定しました。

■ 都市計画マスタープラン策定の流れ

